



TOKAI都市ガスサービス (一般料金)

主契約料金表

令和元年12月16日実施

株式会社TOKAI

ガス料金その他の供給条件の内容

ＴＯＫＡＩ都市ガスサービス（一般料金）

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガス料金の算定方法

ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または、4の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3 料金表

(1) 適用区分

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が500立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	736円23銭
-------------------	---------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	204円20銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,541円21銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	163円96銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,778円33銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	159円22銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの

単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,015円44銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	156円85銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,568円70銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	154円63銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	6,895円97銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	145円98銭
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、4により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

4 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により主契約料金表等に定める各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（1トンあたり）

83,350円

② 平均原料価格（1トンあたり）

(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定した1トンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨

五入し10円単位といたします。) および1トンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格

$$=1\text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9576 \\ +1\text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0466$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

5 日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1ヵ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

- ① 基本料金は、料金表における換算使用量の適用区分での基本料金

- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

従量料金は、(1)により適用することとされた料金表の従量料金といたします。

6 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量45メガジュール
	最低熱量44メガジュール
圧力	最高圧力2.5キロパスカル
	最低圧力1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度47
	最低燃焼速度35
	最高ウォッベ指数57.8
	最低ウォッベ指数52.7

7 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は，令和元年12月16日から実施いたします。



TOKAI都市ガスサービス (暖房プラン)

主契約料金表

令和2年9月1日実施

株式会社TOKAI

ガス料金その他の供給条件の内容

ＴＯＫＡＩ都市ガスサービス（暖房プラン）

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、需要場所が次のいずれかに該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 専用住宅において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器を使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力（1 需要場所に2 個以上のガスメーターを設置している場合には、それぞれのガスメーターの能力の合計といたします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、風呂・給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器および暖房機器を使用すること。

2 定義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高効率給湯器

エネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。

(2) 温水機器

エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(3) 調理機器

エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(4) 暖房機器

エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行なう機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。

(5) 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(6) 併用住宅

店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(7) 住居部分

専用住宅の全部、または併用住宅のうち世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有し、居住の用に供されている部分をいいます。

(8) 暖房期

12月分のガス料金の算定期間（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月分のガス料金の算定期間（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5ヶ月間をいいます。なお、「暖房期を除く期間」とは、5月分のガス料金の算定期間（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分のガス料金の算定期間（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7ヶ月間をいいます。

3 ガス料金の算定方法

ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位数料金または、6の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金に使用量を乗じて算定いたします。

4 設置確認

(1) 当社は、1(1)または1(2)に該当するかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立

入りを承諾していただきます。立入りを承諾していただけない場合、あるいは1(1)または1(2)に該当していないと当社が判断した場合、当社は、この料金表の適用を承諾せず、またはこの料金表の適用を終了いたします。

- (2) 調理機器, 暖房機器, 高効率給湯器または温水機器を取り外すなどし, 1(1) または1(2)に該当しなくなった場合は, ただちにその旨を当社に申し出ていただきます。なお, 1(1)または1(2)に該当していないと当社が判断した場合, 当社は, この料金表の適用を終了いたします。

5 料金表

<暖房期>

(1) 適用区分

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを, 使用量が20立方メートルをこえ, 70立方メートルまでの場合には料金表Bを, 使用量が70立方メートルをこえる場合には料金表Cを, それぞれ適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	968円00銭
-------------------	---------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	171円94銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに, 6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,237円50銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	158円47銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,992円00銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	133円40銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

<暖房期を除く期間>

(1) 適用区分

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が500立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	736円23銭
-------------------	---------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	204円20銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,541円21銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	163円96銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,778円33銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	159円22銭
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,015円44銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	156円85銭
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	2,568円70銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	154円63銭
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	6,895円97銭
-------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	145円98銭
------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、6により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

6 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により主契約料金表等に定める各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（1トンあたり）

83,350円

② 平均原料価格（1トンあたり）

(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定した1トンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）および1トンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格

$$\begin{aligned} &=1\text{トンあたりLNG平均価格}\times 0.9576 \\ &+1\text{トンあたりLPG平均価格}\times 0.0466 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額}=\text{平均原料価格}-\text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額}=\text{基準平均原料価格}-\text{平均原料価格}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	調整単位料金適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

7 日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料

金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1ヵ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

- ① 基本料金は、料金表における換算使用量の適用区分での基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

従量料金は、(1)により適用することとされた料金表の従量料金といたします。

8 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量45メガジュール
	最低熱量44メガジュール
圧力	最高圧力2.5キロパスカル
	最低圧力1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度47
	最低燃焼速度35
	最高ウォッベ指数57.8
	最低ウォッベ指数52.7

9 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は，令和2年9月1日から実施いたします。